議案第108号盛岡市宿泊税条例についてに対する修正動議

標記について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第115条の３及び盛岡市議会会議規則第15条の規定により、別紙のとおり提出いたします。

令和７年12月22日

提出者　盛岡市議会議員　庄　子　春　治
賛成者　盛岡市議会議員　佐　藤　尚　弘
〃　〃　縄　手　豊　子
〃　〃　鈴　木　　努
〃　〃　神　部　伸　也
〃　〃　髙　橋　和　夫
〃　〃　三田村　亜美子

盛岡市議会議長　櫻　　裕　子　様

議案第 108号盛岡市宿泊税条例に対する修正案

盛岡市宿泊税条例の一部を次のように修正する。

第17条第１項第１号及び第２号中「第13条第１項」を「第14条第１項」に改め、同項第３号及び第４号中「第13条第２項」を「第14条第２項」に改め、同条を第18条とする。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とし、第14条を第15条とする。

第13条第１項中「第10条第１項」を「第11条第１項」に改め、同条を第14条とする。

第12条を第13条とし、第４条から第11条までを１条ずつ繰り下げ、第３条の次に次の１条を加える。

（課税免除）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、宿泊税を課さない。

(1) 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学を除く。）をいう。以下この号において同じ。）が教育上の見地から行う修学旅行その他の学校の行事に参加している者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

附則第３項中「第６条第２項」を「第７条第２項」に、「第８条第１項」を「第９条第１項」に改める。

附則第４項中「第７条第１項」を「第８条第１項」に改める。

提案理由

宿泊税の課税免除の対象とする者を定めようとするものである。